

## 青木村下水道区域外における公共下水道接続に対する補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は下水道区域外において公共下水道への接続を希望する者に対し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水及び汚水 下水道法第 2 条第 1 号に規定する下水及び汚水をいう。
- (2) 下水道区域外 すでに実施した公共下水道事業により汚水ますを取り出していない地籍で青木村合併処理浄化槽設置整備事業区域。
- (3) 合併処理浄化槽 浄化槽法に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽。
- (4) 汚水ます 公共下水道に下水及び汚水を流入させるために設ける排水設備。

### (補助金の交付)

第 3 条 下水道区域外において公共下水道への接続を希望し住宅を建築しようとする者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助金額)

第 4 条 補助金の額は、既設公共下水道の接続から申請者の私有地 1 メートル間までに設置した汚水ますまでの工事費とし、別表に定める額を限度とする。ただし、村長が特に認めたものは、この限りではない。

### (補助金交付申請書の様式)

第 5 条 補助金の交付申請は、様式第 1 号に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 工事見積書
- (2) 現場案内図
- (3) 設計図（平面図、縦断図、断面図、住宅延べ床面積のわかる平面図等）

### (補助金の決定及び通知書の様式)

第 6 条 補助金の決定通知は、様式第 2 号によるものとし、不交付決定の通知は、様式第 3 号によるものとする。

(変更承認申請)

第7条 第6条の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は、補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、様式第4号により変更承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに村長に報告して指示を受けなければならない。

(実績報告書の様式及び提出期限)

第8条 実績報告書は、様式第5号に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 工事精算書
- (2) 出来高図(平面図、縦断図、断面図、住宅延べ床面積のわかる平面図等)
- (3) 工事写真(着工前、掘削、床均し、配管、保護砂、埋戻し、転圧、舗装復旧、竣工)

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して20日を経過した日又は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(交付額確定の通知の様式)

第9条 補助金の確定の通知は、様式第6号によるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 村長は、第9条の規定による補助金の交付額の確定後、様式第7号による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

(工事の施工)

第11条 工事の施工は、青木村公共下水道条例(青木村条例第16号)に準ずるものとする。

(管渠の移管)

第12条 本事業により実施した下水道管で、第10条の規定による補助金の交付があった日から、既設公共下水道の接続から汚水ますまでの間を村の公共下水道施設として所有し、村長が管理するものとする。

(補助金交付の取消し及び補助金の返還)

第13条 村長は、補助金を受けようとする者、又は補助金を受けた者が次の事項に該当するときは、補助金交付の取消し又はすでに交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法が不適當であると認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、14年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助金額算定表

区分 住宅面積	限度額
130 m <sup>2</sup> 以下	2 3 8 千円
130 m <sup>2</sup> 超～	3 6 2 千円
2世帯住宅	4 7 2 千円

ただし、5戸以上の隣接した住宅がある場合は上記補助金算定表により算出された額、もしくは工事費の7割分のどちらか価格が少ない方とする。

また、別表中「2世帯住宅」については、下水道受益者分担金を2戸分納付した住宅に限る。